



介護保険／後期高齢者医療制度

介護保険

介護保険課 ☎39-2245 FAX39-2278 アオーレ長岡総合窓口
長寿はつらつ課 ☎39-2268 FAX39-2603 アオーレ長岡総合窓口
各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課) ☎・FAXは37～38ページ

≡ 介護保険制度

介護保険課

40歳以上の方が保険料を納めて、介護が必要になったときに、介護サービス計画に基づき各種サービスを受けられる制度です。

サービスを受けるためには、申請をして認定を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

第1号被保険者(65歳以上の人)

①寝たきりや認知症などで常に介護が必要な状態(要介護)、
②常時、介護は必要ないが、何らかの支援が必要な状態(要支援)と認定された人が、介護保険サービスを利用できます。

第2号被保険者(40歳～64歳の人)

特定疾病(脳血管疾患などの16疾病)により、要介護または要支援の状態になったと認定された人が、介護保険サービスを利用できます。



介護保険料の納付について

介護保険課

第1号被保険者(65歳以上の人)

介護保険課保険料係にお問い合わせください。

第2号被保険者(40歳～64歳の人)

加入している医療保険者にお問い合わせください。

介護保険サービスの種類

介護保険課

要介護認定(要介護・要支援)を受けた人を対象に、介護度を悪化させないための介護サービスと、生活機能を向上させるための介護予防サービスがあります。サービスの一部をご紹介します。

● 在宅サービス

- ・家庭を訪問するサービス/訪問介護、訪問入浴介護など
- ・日帰りで行うサービス/デイサービスセンターでの入浴・食事・機能訓練など
- ・施設への短期入所サービス/特別養護老人ホームなどに宿泊しての入浴・食事・機能訓練など
- ・福祉用具の貸与・購入や住宅の改修/車いすや介護用ベッドなどの貸与、ポータブルトイレなどの購入、手すりの取り付けや段差の解消など

● 地域密着型サービス ※長岡市民のみ利用できます。

- ・定期的な巡回訪問と、随時必要に応じた訪問介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護など
- ・登録した事業所で、通いを中心にして、随時訪問と泊まり/小規模多機能型居宅介護など

● 施設サービス ※要支援の人は対象外

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※原則、要介護3以上

- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設(介護職員が手厚く配置された病院)

介護予防・日常生活支援総合事業

長寿はつらつ課

高齢者が生活力を高め、住み慣れた地域で社会とつながりを持ち続けるために、「介護予防の取り組み」「日常生活の支援」「地域の支え合い体制づくり」を推進していきます。

● 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、2の方または、基本チェックリスト(全国統一の生活機能に関する質問票)により生活機能の低下が見られ、介護予防ケアマネジメントにより必要とされた方が対象の通所型サービス・訪問型サービスです。

- ・介護予防訪問サービス
- ・生活サポート事業
- ・介護予防通所サービス
- ・くらし元気アップ事業
- ・短期集中レベルアップ事業
- ・筋力向上トレーニング事業

● 一般介護予防事業

65歳以上の人を対象に、介護予防に関する教室を開催するほか、住民主体の通いの場を支援します。

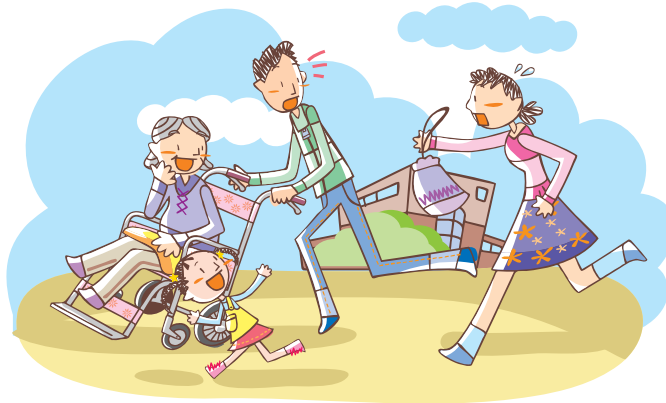
- ・運動機能向上、認知症予防、栄養改善、こころの健康づくり、口腔機能向上などの教室を開催
- ・介護予防を目的とした「はつらつ広場」や「介護予防サークル」の活動支援
- ・介護予防ボランティアの養成

高齢者・家族等の支援サービス

長寿はつらつ課

日常生活に支援が必要な人や家族・介護者のための福祉サービスがあります。

- ・安心連絡システムの利用
- ・はり、きゅう、マッサージ施術費の助成
- ・生活用具の貸与・給付
- ・在宅介護者支援金の支給
- ・車いすの貸与(1カ月以内)
- ・「やすらぎ支援員」の派遣
- ・オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催
- ・フェニックスネットの利用(無料)
- ・住宅改造費の補助(介護保険課) など



●お近くの「地域包括支援センター」にご相談ください

地域包括支援センターは、長岡市が設置する、高齢者に関する公的相談窓口です。身近な窓口として、市内11か所に設置しています。

保健・福祉の専門職が常駐し、様々な機関と連携しながら下記のような業務を行っています。ご希望により訪問もします。

- ・介護保険や総合事業、福祉サービス等に関する相談をお受けします。
- ・認知症に関する相談をお受けし、必要に応じて、医療機関や介護サービス等を紹介します。
- ・いつまでも元気であるための介護予防事業を紹介します。
- ・介護予防サービスや総合事業のケアプランを作成します。

名称	対象地区	所在地	電話
なかじま・おもてまち	千手・阪之上の一部(JR線の西側)・表町・中島・神田・新町	社会福祉センター内(表町)	☎30-1121
けさじろ	四郎丸・豊田・阪之上の一部(JR線の東側)・川崎	高齢者センターけさじろ内(今朝白)	☎37-5700
ふそき	栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条	高齢者センターふそき内(新保町)	☎25-3354
みやうち・やまこし	宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志	高齢者センターみやうち内(曲新町)	☎39-0080
まきやま・みしま	下川西・上川西・福戸・王寺川・三島	高齢者センターまきやま内(榎山町)	☎29-7005
にしがなおか	大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台	ケアハウス西長岡内(三ツ郷屋)	☎29-6621
なかのしま・よいた	中之島・与板	サンパルコなかのしま内(中野中)	☎61-2600
こしじ・おぐに	越路・小国	特別養護老人ホームわらび園内(浦)	☎41-3201
わしま・てらどまり	和島・寺泊	デイサービスセンターわしま内(小島谷)	☎74-3808
とちお	栃尾	特別養護老人ホームいずみ苑内(栃尾泉)	☎53-2265
かわぐち	川口	高齢者生活支援ハウス川口ぬくもり荘内(西川口)	☎89-3974

地域包括支援センター



介護保険／後期高齢者医療制度

高齢者基幹包括支援センター ☎89-7440

各地域包括支援センターを支える中核的な役割を担います。



高齢者の医療費の助成

福祉課 ☎39-2319
または☎各支所市民生活課

65歳以上70歳未満で、「ひとり暮らし」または「寝たきり」の人は、2割の負担で医療が受けられます(所得制限あり)。

ご利用ください ~高齢者のための福祉施設~

福祉総務課 ☎39-2371 または☎各支所市民生活課

老人福祉センターなどの高齢者の福祉施設は、友達と語り合ったり、生涯学習に活用したり、一日ゆっくり過ごせる施設です(83ページに掲載)。一部の施設は入浴もできます。

老人福祉センター／老人憩いの家／高齢者コミュニティセンター／地域の福祉センター

後期高齢者医療制度

国保年金課後期高齢者医療係 ☎39-2317 または☎各支所市民生活課

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害のある人が加入し、保険料を負担し合い、病気やけがに備える医療制度です。

運営主体

県内全ての市町村が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合が運営を行います。

市は、保険料徴収や各種申請の受付などの窓口業務を行います。

対象となる人

- ・75歳以上の人(申請不要)
 - ・65歳から74歳までの一定の障害のある人(申請必要)
- 対象者は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などを脱退して、後期高齢者医療制度に加入することになります。

保険給付の種類

- ・医療費の自己負担割合
医療機関窓口での自己負担割合は1割(現役並み所得者は3割)です。高額な診療を受けたときは、自己負担限度額までの支払いとなります。
- ・療養費の支給(医療費、コルセット代などを全額支払ったとき)
- ・高額療養費の支給(医療費が高額になったとき)
- ・高額介護合算療養費(医療費と介護保険の自己負担合計額が高額になったとき)
- ・入院時食事療養費(住民税非課税世帯の人)
- ・葬祭費の支給(葬儀を行った喪主に5万円)

保険料

詳しくはお問い合わせください。

☎ 山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課



介護保険／後期高齢者医療制度

